

畜 第 30 号
平成 31 年 4 月 5 日

一般社団法人岩手県畜産協会会長理事
一般社団法人岩手県獣医師会長
岩手県農業共済組合長理事
岩手県動物薬品器材協会長
一般社団法人岩手県配合飼料価格安定基金協会理事長
公益社団法人岩手県農畜産物価格安定基金協会会長理事

様

岩手県農林水産部
畜産課総括課長



豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

このことについて、農林水産省消費・安全局動物衛生課長から別添のとおり、通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、会員等に対し、標記特定症状を示す異常豚が確認された場合、直ちに家畜保健衛生所に通報するよう周知をお願いします。



30 消安第 6089 号
平成 31 年 3 月 13 日

岩手県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝いたします。

このことについては、「豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について」(平成 31 年 2 月 25 日付け 30 消安第 5652 号農林水産省消費・安全局動物衛生課長通知)により、豚コレラを疑う異常豚が確認された場合に、迅速かつ確実に獣医師又は所有者から家畜保健衛生所へ届出がなされるよう、口蹄疫等と同様に家畜伝染病予防法(昭和 26 年法律第 166 号)第 13 条の 2 第 1 項の農林水産大臣が指定する症状に指定する旨通知しましたが、別添のとおり本日付けで官報に掲載されましたのでお知らせいたします。

つきましては、このことについて御了知いただくとともに、今回規定した症状が飼養豚において確認された場合に、家畜保健衛生所への届出が遅滞なく行われるよう、豚等を飼養する生産者、関係団体、農場で診療を行う獣医師及び市町村等の関係機関に周知の上、地域一体となって、豚コレラ等の発生予防及びまん延防止措置の迅速かつ円滑な実施に御尽力いただきますようお願いいたします。



写

30 消安第 5652 号
平成 31 年 2 月 25 日

各都道府県畜産主務部長 殿

農林水産省消費・安全局動物衛生課長

豚コレラ及びアフリカ豚コレラに関する特定症状について

日頃より家畜衛生の推進に御尽力いただき感謝いたします。

昨年 9 月より、国内で発生している豚コレラ（以下「本病」という。）について、本日開催した第 5 回拡大豚コレラ疫学調査チーム検討会において、7 例目から 10 例目までの発生農場に対する疫学調査結果について報告されました。その中で、これまでの発生農場で認められた症状や感染試験の結果を踏まえ、家畜の所有者等は早期に家畜保健衛生所に通報を行うとともに、速やかに検査を実施するよう再度徹底が必要である旨、提言されています。

現行の「豚コレラに関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成 25 年 6 月 26 日農林水産大臣公表。以下「防疫指針」という。）では、豚の所有者や獣医師（以下「所有者等」という。）から異常豚の通報等があった際に、家畜保健衛生所が豚コレラを疑うべき症状については明記していますが、所有者等が豚の異常を確認し、自ら家畜保健衛生所へ通報する症状については明示的に定めていませんでした。家畜保健衛生所への通報の遅れは、本病の防疫措置を遅らせ、本病をまん延させる可能性が非常に高く、さらに、アフリカ豚コレラが、万が一国内に侵入した際の発見の遅れにもつながります。

このため、当省としましては、本病及びアフリカ豚コレラが疑われる異常豚が確認された場合に、所有者等から家畜保健衛生所に直ちに通報がなされるよう、口蹄疫等と同様に、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 の 2 第 1 項の規定に基づく、農林水産大臣が指定する症状（以下「特定症状」という。）を別添 1 のとおり定め、3 月中旬に施行すべく、告示改正等の所要の進められているところ

です。
貴職におかれましては、現在の国内での発生状況等を踏まえ、改正作業が終了するまでの間においても、別添 1 の資料に示す、いずれかの異常豚等が確認された場合に、直ちに通報されるよう、貴都道府県下の豚等飼養農場、関係機関に対し周知いただくよう、御指導方よろしく願いいたします。

また、本件については、防疫指針に反映する作業を併せて進めておりますが、それまでの間の都道府県における運用は、別添 2 のとおりとしますので、併せて御確認の上、適切な対応方よろしく願いいたします。

豚コレラの特定症状は、以下の表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

家畜の種類	症状	対象とする家畜伝染病
豚及び いのしし	耳翼、下腹部、四肢等に紫斑があること。	豚コレラ及び アフリカ豚コレラ
	<p>同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、以下のいずれかの症状を示す豚等が一定期間（概ね一週間程度）に増加していること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p> <p>(1) 摂氏 40 度以上の発熱、元気消失、食欲減退 (2) 便秘、下痢 (3) 結膜炎（目やに） (4) 歩行困難、後躯麻痺、けいれん (5) 削瘦、被毛粗剛、発育不良（いわゆる「ひね豚」） (6) 流死産等の異常産の発生 (7) 血液凝固不全に起因した皮下出血、皮膚紅斑、天然孔からの出血、血便</p>	
	<p>同一の畜舎内において、一定期間（概ね一週間程度）に複数の繁殖又は肥育に供する豚等が突然死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合は、この限りでない。</p>	
<p>血液検査を実施した場合において、同一の畜房内（一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあつては、同一の畜舎内）において、複数の家畜に白血球数の減少（1 万個未満/μl）又は好中球の核の左方移動が確認されること。ただし、当該農場に浸潤している他の疾病によるものであることが明らかな場合等豚コレラ及びアフリカ豚コレラ以外の事情によるものであることが明らかな場合はこの限りでない。</p>		

豚コレラ及びアフリカ豚コレラの特定症状の運用について

○ 適用地域：全国

※ 現在、豚コレラは岐阜県及び愛知県で発生している他、その他3府県で発生が確認されており、地域は現局しているが、アフリカ豚コレラの侵入リスクも踏まえれば、その他の都道府県における両疾病の発生リスクも非常に高いと言わざるを得ない。

○ 通報を受けた都道府県の対応

以下のとおりとする。ただし、今後の都道府県の実施、運用状況等を踏まえ、必要に応じて再検討を加える。

- (1) 獣医師又は農場管理者から通報を受けた際の家畜保健衛生所の立入検査においては、農場の平時の状況、常在疾病の有無等を踏まえた上で農場全体を観察する。その上で、特定症状に該当する異状が認められた場合には、異状が認められた個体及びその同居豚を中心に10頭程度（10頭未満の場合は全頭）を体温測定し、採血する。その際、必要に応じて、死亡豚を家保へ持ち帰る。なお、農場に対しては、通報時、農場からの聞き取り情報に応じて移動の自粛を要請する。
- (2) 群全体の状況として、40℃以上の発熱に加え、1万個未満/ μ lの白血球減少が認められる場合には、農水省に報告するとともに、豚コレラ防疫指針第4の5の(1)に基づく検査（PCR検査、エライザ検査及び蛍光抗体法（死亡豚を持ち帰っている場合））を実施する。当該結果に応じて、家畜伝染病予防法第32条の第1項により移動を制限する。また、(1)において死亡豚を持ち帰っていない場合は、動物衛生課と協議の上、再度農場に立入り、農場主の同意を得て、発症豚の殺処分を行い、解剖検査、蛍光抗体法を実施する。この際、解剖写真・剖検所見について動物衛生課へ送付する。
- (3) 特に、アフリカ豚コレラについては、アフリカ豚コレラ防疫指針第3に基づき、解剖検査において、アフリカ豚コレラの特徴的所見である脾臓の腫大又は腹腔内リンパ節の暗赤色化若しくは出血等が認められる場合には、農研機構動物衛生研究部門の意見を踏まえた上で検体を同研究部門に送付する。
- (4) なお、家畜保健衛生所においては、平時より農場の常在疾病等の衛生状況を把握しておくことが重要であり、と畜データ等も活用した農場情報の蓄積に努める。